

土佐市内小中学校における臨時休業の延長等について（通知）

土佐市教育委員会では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、土佐市内小中学校におきまして、令和2年4月14日（火）から令和2年4月26日（日）まで臨時休業とし、その後、高知県の非常事態宣言を受けて休業期間を令和2年5月6日（水）まで延長する措置をとってきました。

本来なら5月7日（木）から学校再開の予定でしたが、いまだ非常事態宣言が解除されていないこと、高知県教育委員会が県立学校の臨時休業を延長したことを受け、土佐市内小中学校におきましても、下記の通り臨時休業を延長することといたしました。

つきましては、休業期間延長中に児童生徒の臨時の登校日を設定し、児童生徒の状況についての把握を行うようお願いします。

記

- 1 休業延長期間 令和2年5月7日（木）～10日（日）
- 2 登校日の設定 令和2年5月7日（木）
※給食はありません。
※登校に際しては、3密に留意してください。
※この日は出席にも欠席にもなりません。